

令和3年 第2回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年2月25日(木)

## 令和3年 第2回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年2月25日(木)	開催場所	コミュニティセンター 多目的室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	×
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	×
1	岩田 保	○	—	松村 稔	×
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	×
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	×
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	×
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	×
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	×
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	×
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	×
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	×
12	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 金井 てる子 委員 議席番号3番 坂本 茂 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第5号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 今月は案件が通常転用2件、一時転用1件の合計3件でございます。 1番ですが、賃借人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、〇〇保育園でございます。賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 380㎡、地目は畑、権利内容は賃貸借権設定、転用目的は駐車場です。昨年園児の定員が25名増えたことにより駐車場が不足しているため、駐車場用地として申請となります。賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。保育園の保護者の送迎用駐車場です。昨年から、園児が増員になり、父兄及び送迎車両の駐車場が不足しているため、今回申請するものです。 2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (代)〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積513㎡です。申請地の地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅2棟、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興</p>

		<p>地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ、大型商業施設にも近く、住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>3番ですが、一時転用になります。賃借人 新潟県〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇(株) 代〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積1507㎡のうち168㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は賃貸借権設定、転用目的はガス管検査です。賃借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農振農用地であり、青地とみられます。宅地に接続しています。申請地に埋設されているガス管を地上から検査した結果、異状が生じたというものです。掘削をして目視で確認して修理の必要がなければそのまま埋めるということです。修理の必要が生じた場合は、修理をしていくものです。</p>
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	岩田 保 委員	1・2番について 問題ありません。
	金井てる子委員	3番について 宅地から離れているので安全かとは思いますが、農作業や道路、通行中の安全を確保していただければ、問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。事務局安全確認は。
	事 務 局	町整備課に確認しましたところ、道路使用の申請をして見込ありとなっております。
	議 長	続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。

坂本 茂 委員	3番について、参考で教えていただきたいのですが、ガス管はどこからどこまで通っているのですか。
事務局	もとは日本海。新潟直江津から東京にきています。東京ラインと静岡ライン、あと富山。いくつかラインが分かれています。
坂本 茂 委員	ガス管が入っていること、普通は知っているのでしょうか。
事務局	ガス管におきましてはそこに杭がはいつております。場所的には東武橋から長浜の久保の集落の北側を走っており、それから西大御堂の本庄生コンの北を通って今回の申請地を通り、ここを東に行き上里学園の北の道路の下を走ってます。それから本庄早稲田方面に行き岡部に入ってます。
坂本 茂 委員	本庄ガスさんとは関係ないのですか。
事務局	本庄ガスはこれを使っています。
馬場 弘次委員	どのくらいの大きさなんですか。
事務局	30センチだと思います。深さが1m20センチが入っています
坂本 茂 委員	立ち上がっているところはどうなっているのですか。
事務局	東武橋の信号を右神川町に50m行ったところに、バルブステーションがあります。そこでバブルの開け閉めを帝石パイプラインがしております。その管としては神川の朝日工業までいってます。
坂本 茂 委員	1m20センチだと道路工事とかでぶつかりそうですね。

<p>日程第3 議案第6号 上里町農業振興地域整備計画の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」について</p>	事務局	おそらく1m20cmあれば大丈夫です。
	坂本 茂 委員	LPGですかね。
	議長	天然ガスです。プロパンより火力がないので中華料理屋さんにはプロパン使ってます。
	議長	ほかに質疑ありますか。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議長	<p>～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議長	<p>日程第3 議案第6号 上里町農業振興地域整備計画の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」について、事務局による説明を求めます。</p>
	事務局	<p><b>【議案説明】</b></p> <p>産業振興課農政商工係の〇〇です。それでは議案第6号について説明させていただきます。</p> <p>4ページをお開き下さい。初めに、6号の説明の前に農振除外についてお話しさせていただきます。農振農用地、いわゆる青地を農振除外いたしまして、分家住宅等にする場合には農振法におきまして、農業振興整備計画の変更ができるという事でございます。この計画が除外等になります。この計画変更ができるというものでございます。要件は4ページの表の右に必要性など5項目ほど記載されております。この表の項目がすべてクリアすること。その中に1つ農業の公共投資の公用の確保の項目が1つありまして、土地改良事業完了後8年を経過した土地であることと定められております。上里町では平成25年度に完了した、国営</p>

	<p>議長 馬場弘次委員</p>	<p>神流川排水事業がまだ8年未経過になっております。8年間は農振除外ができないとなっております。8年間除外できないとなりますと、農用地を除外して分家住宅を作ることができない、農振除外を一切認めないとなりますと、返って町の農業や集落地域の振興を阻害することが懸念されるということで、そのため農振法の規則第4条の5、第1項第27号におきまして、町が地域の農業に振興に関する地方公共団体の計画を定めた場合は、農業委員会の意見を聞きまして、除外の手続きができるという事となります。その市町村が定める計画が議案第6号になります。この計画につきましましては、県や近隣市町村とも調整をしたものでして、国営の神流川排水事業が、8年未経過の土地については例外的に分家住宅等の農業に関する農振除外を行うことができるとするものです。この事案の2件とも、この農振法第13条の2項の除外要件についてこの議案が必要となるという事で今回提案させていただいたものです。なお、平成25年に公告縦覧して完了していますので、8年というのが今年の3月で切れます。ですので今年の4月以降につきましましては、この計画を定めなくても国営神流川排水事業が8年を経過するために、必要がなくなる議案となります。ですのでこの2つの事案につきましましては、次に議案第7号と同じでございますけれども、1度皆さんに8年未経過の土地でも良いと承認していただきまして次の議案に移るということになります。それでは4ページをお開きください。</p> <p>1番の申請地は大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は251㎡、目的は分家住宅です。場所につきましましては9ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、子供が大きくなりアパートが狭くなったため、自己の私有する農地に家を建てる申出がありました。</p> <p>2番につきましましては大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は2,262㎡のうち500㎡、農家分家住宅。場所につきましましては10ページに記載のとおりです。事業計画者は本庄市〇〇△△△ 〇〇〇〇、アパートが狭くなったため、申出がありました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>あの、8年が3月で切れるのになぜ、今月申請が出たのですか。4月まで待つことができなかったのですか</p>
--	----------------------	---

<p>事務局</p>	<p>実は神流川の国営排水始まってから8年間今まで、主に農家の方の農家住宅以外は除外を今までをしていません。これにつきましては県と調整しまして、本来であれば8年未経過につきましては一切ダメなんです。例えば上里西部土地改良区につきましては面を動かして面工事を一緒に合わせた工事を行っておりますので、上西につきましては一切除外ができていない状況です。ただし神流川の国営排水は修理のみで面を動かしたわけではないので、これを全面的にダメだとなると集落の維持だとか農業を行う方については、農業の振興がすこし阻害されるのではないかという事で、そういう中での例外的な認めをするということで、県と調整して27号計画は農業に関する部分だけは認めましようよという形でできていました。</p>
<p>藤島 廣二委員</p>	<p>今の質問は、なぜ1か月待てないのか。後、8年たてば委員会で検討する必要はないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>待てないのかという話の中ですが、1ヶ月ではなくてですね。この除外が、転用まで必要です。今後皆さんに転用の協議があると思うのですが、今月これが進みますと、今年11月以降、おそらく来年以降でないと家が建たないと思います。次の申し出は7月になりますので、10か月近くかかるので1月と7月しか受けていませんので、建築する方が建設計画、少しでも早く可能であればという方が申請しています。それから8年たてば農業委員会にかけなくても良いかということですが、この計画は、町が認めるものを特別にというものですので、通常の場合につきましては次の議案第7号でもう一度皆さんに議案していただくこととなります。本来は別々にとすることなんです、同じ内容ですので皆さんに一度町の計画はこれでいいですかと協議が必要となります。それがないと除外できないのです。6号で皆さんの意見をきいて、7号で除外してよろしいでしょうかとなります。上里西部土地改良区につきましては来年の3月まで除外できません。</p>
<p>坂本 茂 委員</p>	<p>北部、西武というのはよくわかりません。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、土地改良区が上里土地改良区と上里西部土地改良区と2つあるのですが、もともと土地改良事業は</p>

		南部、中部、北部の改良区があります。
	事務局 長	今は2つになって分かれていまして上里土地改良区と上里西部土地改良区です。藤木戸勝場線を境にしてサービスエリアは西部ということで西部は来年の3月までとなります。
	坂本 茂 委員	先ほど、良くわからなかったのですが、8年経過すれば除外申請いらなくて、転用だけでよいのですか
	事務局	すいません。あくまでも農振除外は必要になります。ただ、この2件は通常ですとできない。ですが町がこういう計画でどうですかと定めた場合は除外はできるというものなんですね。今後は通常の除外ができる。今までは資材置き場などはできなかったのですが、今後は条件にあえばできるようになります。
	坂本 茂委員	こういう案件は今回初めてですか。
	事務局 長	いいえ、ずっとあります。8年間ずっとありました。大体毎回3件前後くらいありました。
	議 長	ほかにありませんか
	議 長	それでは質疑がないようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。

<p>日程第4 議案第7号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第4 議案第7号 上里農業振興地域整備計画の変更について、事務局による説明を求めます。</p> <p>議案第7号の説明をさせていただきます。こちらが通常の農振除外の協議でございます。5ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>農振除外の案件ですが、除外の申し出につきましては随時受け付けておりますが、処理につきましては年2回1月と7月の15日締めで受け付けております。今回は令和3年1月の申し出の協議でございます。イ月に申し出があったものについて農業委員会で協議をするのもでございます。農業振興地域整備計画につきましては、農業の健全な発展をかけるために設けられた農地を守るための計画です。しかしやむをえず農業以外に利用する場合につきましては、例外的に農振除外できます。内容につきましては農用地区域以外であり、また代替する土地がなく、また、農地の集団性を損なわないこと、土地改良区への支障がないこと等あります。また農地転用許可の見込みのあることが条件です。</p> <p>今回の申し出は除外案件が2件となります。1番の申請地は大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は251㎡、事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇</p> <p>2番につきましては大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は2,262㎡のうち500㎡、農家分家住宅。場所につきましては10ページに記載のとおりです。事業計画者は本庄市〇〇△△△ 〇〇〇〇。2件すべてが先ほど審議していただきました案件です。詳細は割愛させていただきます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>尾崎 保幸委員</p>	<p>除外要件を基本的には満たさないとだめと言う事ですね。例えば家が農家でないとか。一般の方が、家を作るのはだめですね。特例として町が認めるという事ですが、例えば認定農業者になっている人などに基準がありますか</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>先ほど農業とか集落にしるとか、専業農家ではなくても農地をお持ちなので、農地をお持ちで農業を手伝う場合は手続きをしているのは事実です。手伝う形で一筆をもらっています。集落の維持というものもある</p>

		<p>んですね。ですので、町としましては、申出の中に必ず農地を管理してね。何日くらい農業しますか。と確認しています。農地を除外してしまつて農地がなくなる場合は除外は認めてないという実態があります。今後はそれがなくなって、農業を手伝わなくても3親等の分家住宅で集落に接していれば除外が可能になってきます。</p>
	議 長	<p>他に質疑がないようならば、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
	会 長 代 理	<p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年2月25日

議 長

印

(金井 てる子 委員)

署 名 人

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印